

国会公契第 19 号
国官技第 193 号
国営計第 82 号
令和 2 年 10 月 20 日

各地方整備局総務部長 殿
各地方整備局企画部長 殿
各地方整備局営繕部長 殿

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
(公 印 省 略)

「監理技術者制度の運用等について」の一部改正について

公共工事の発注に当たっての監理技術者制度の運用等については、「監理技術者制度運用マニュアルについて」(平成 16 年 3 月 1 日付け国総建第 315 号)を踏まえ、「監理技術者制度の運用等について」(平成 16 年 7 月 15 日付け国地契第 16 号、国官技第 75 号、国営計第 46 号。以下「運用通達」という。)により、その適切な運用を図ってきたところである。

今般、令和 2 年 9 月 30 日付け国不建第 130 号により、「監理技術者制度運用マニュアル」が改正されたこと等を受けて、運用通達を下記のとおり改正することとしたので通知する。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
1 監理技術者等の途中交代について (マニュアル二-二 (4)) <u>監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者</u> (以下「監理技術者等」という。) の工期途中での交代が認められる場合には、監理技術者等の死亡、傷	1 監理技術者等の途中交代について (マニュアル二-二 (4)) <u>監理技術者及び主任技術者</u> (以下「監理技術者等」という。) の工期途中での交代が認められる場合には、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場

病、出産、育児、介護、退職等の場合のほか、次の①から③に掲げる場合があること。なお、次の①から③に掲げるいずれの場合にあっても、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるようにするほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置すること等の措置が講じられるようにすること。

おって、工事請負代金額が3500万円（建築一式工事にあっては7000万円）以上の工事において工期途中での監理技術者等の交代を認めたときは、工事实績情報サービス（CORINS）に変更登録をするよう徹底すること。

①～③ （略）

なお、同一の者による監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、途中交代には該当しないことに留意すること。

2 監理技術者等の雇用関係の確認等について（マニュアル二-四）

監理技術者等は、所属建設業者と「直接かつ恒常的な雇用関係」にあることが必要とされ、このうち発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等に係る「恒常的な雇用関係」については、所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であり、また、その際、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要であるとされていること（マニュアル二-四（3）に定め

合のほか、次に掲げる場合があること。なお、次に掲げるいずれの場合にあっても、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるようにするほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置すること等の措置が講じられるようにすること。

おって、工事請負代金額が3500万円（建築一式工事にあっては7000万円）以上の工事において工期途中での監理技術者等の交代を認めたときは、工事实績情報サービス（CORINS）に変更登録をするよう徹底すること。

①～③ （略）

（新設）

2 監理技術者等の雇用関係の確認等について（マニュアル二-四）

監理技術者等は、所属建設業者と「直接かつ恒常的な雇用関係」にあることが必要とされ、このうち発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等に係る「恒常的な雇用関係」については、所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であり、また、その際、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険証の交付年月日等により確認できることが必要であるとされていること（マニュアル二-四（3）に定める

る「緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合」については、この限りではない。)。このため、入札等に当たっての監理技術者等の雇用関係の確認等については、以下のとおり取り扱うこと。

(略)

(1) 入札参加希望者等に対する確認手続
監理技術者又は特例監理技術者については、一般競争入札に係る競争参加資格確認資料の提出及び工事希望型競争入札に係る技術資料の提出に際しては、入札参加希望者等（一般競争入札の参加希望者及び工事希望型競争入札における技術資料を提出した者をいう。以下同じ。）に対し、設置予定の監理技術者又は特例監理技術者の監理技術者資格者証書の写しを添付するよう求めること。この場合において、当該写しに記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称が異なるとき等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」に疑義があると認められる場合には、当該入札参加希望者等に対し、健康保険被保険者証の写し（被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること。以下同じ。）等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」を明示することができる資料を求めること。工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあっては、落札者の決定後、設置予定の監理技術者又は特例監理技術者の監理技術者資格者証の写しを添付するよう求めること。なお、主任技術者については、健康保険被保険者証の写し等を添付するよう求めること。監理技術者補佐については、落札者の決定後に健康保険被保険者証の写し等を添付するよう求めること。

「緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合」については、この限りではない。)。このため、入札等に当たっての監理技術者等の雇用関係の確認等については、以下のとおり取り扱うこと。

(略)

(1) 入札参加希望者等に対する確認手続
監理技術者については、一般競争入札に係る競争参加資格確認資料の提出及び工事希望型競争入札に係る技術資料の提出に際しては、入札参加希望者等（一般競争入札の参加希望者及び工事希望型競争入札における技術資料を提出した者をいう。以下同じ。）に対し、設置予定の監理技術者の監理技術者資格者証書の写しを添付するよう求めること。この場合において、当該写しに記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称が異なるとき等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」に疑義があると認められる場合には、当該入札参加希望者等に対し、健康保険被保険者証の写し等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」を明示することができる資料を求めること。工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあっては、落札者の決定後、設置予定の監理技術者の監理技術者資格者証の写しを添付するよう求めること。なお、主任技術者については、健康保険被保険者証等の写しを添付するよう求めること。

(新設)

(2) 在籍出向の要件に係る確認手続

入札参加希望者等が在籍出向者を監理技術者等として設置しようとする場合、次のとおり監理技術者等の在籍出向の要件を確認すること。なお、工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあつては、落札者の決定後に確認すること。

① (略)

② 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」

(平成28年3月24日付け国土建第483号)記2.について

1) 開札前における確認手続

イ (略)

ロ 別途国土交通省不動産・建設経済局建設業課長が交付する在籍出向可能範囲通知書(以下「通知書」という。)の写しを提出するよう求め、出向元の組合員が、通知書に記載された「(2)①集団を構成する組合員」に該当することを確認する。

2) (略)

③ 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平成28年5月31日付け国土建第119号)2.について

1) 開札前における確認手続

イ・ロ (略)

ハ 別途国土交通省不動産・建設経済局建設業課長が交付する企業集団確認書(以下「確認書」という。)の写しを提出するよう求め、出向先の会社と出向元の会

(2) 在籍出向の要件に係る確認手続

入札参加希望者等が在籍出向者を監理技術者等として設置しようとする場合、次のとおり監理技術者等の在籍出向の要件を確認すること。なお、工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあつては、落札者の決定後に確認すること。

① (略)

② 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」

(平成28年3月24日付け国土建第483号)記2.について

1) 開札前における確認手続

イ (略)

ロ 別途国土交通省土地・建設産業局建設業課長が交付する在籍出向可能範囲通知書(以下「通知書」という。)の写しを提出するよう求め、出向元の組合員が、通知書に記載された「(2)①集団を構成する組合員」に該当することを確認する。

2) (略)

③ 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平成28年5月31日付け国土建第119号)2.について

1) 開札前における確認手続

イ・ロ (略)

ハ 別途国土交通省土地・建設産業局建設業課長が交付する企業集団確認書(以下「確認書」という。)の写しを提出するよう求め、出向先の会社と出向元の会

<p>社との関係が、確認書に記載された「(1) ①親会社」と「(1) ②連結子会社」に該当することを確認する。</p> <p>2) (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 入札参加等の取扱い (略)</p> <p>また、(2) ②2)、③2) 又は④2) の確認手続の結果、在籍出向の要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は、工事請負契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)の別冊をいう。)第47条第4号に基づき、契約を解除すること。</p> <p>なお、建設業法(昭和24年法律第100号)及びマニュアルの解釈上不明な点があれば、建政部計画・建設産業課(東北地方整備局、中部地方整備局及び九州地方整備局にあっては建設産業課、関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては建設産業第一課)に照会すること。</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>3 監理技術者等の工事現場における専任について(マニュアル三)</p> <p><u>監理技術者又は主任技術者</u>は、国が注文者である施設又は工作物に関する建設工事で、工事請負代金額が3500万円(建築一式工事にあっては7000万円)以上のものについて、その契約工期において、工事現場ごとに専任の者でなければならないこと。<u>特例監理技術者を設置する場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならないほか、特例監理技術者が兼務で</u></p>	<p>社との関係が、確認書に記載された「(1) ①親会社」と「(1) ②連結子会社」に該当することを確認する。</p> <p>2) (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 入札参加等の取扱い (略)</p> <p>また、(2) ②2)、③2) 又は④2) の確認手続の結果、在籍出向の要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は、工事請負契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)の別冊をいう。)第46条第1項第3号に基づき、契約を解除すること。</p> <p>なお、建設業法(昭和24年法律第100号)及びマニュアルの解釈上不明な点があれば、建政部計画・建設産業課(中部地方整備局及び九州地方整備局にあっては建設産業課、関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては建設産業第一課)に照会すること。</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>3 監理技術者等の工事現場における専任について(マニュアル三)</p> <p><u>監理技術者等</u>は、国が注文者である施設又は工作物に関する建設工事で、工事請負代金額が3500万円(建築一式工事にあっては7000万円)以上のものについて、その契約工期において、工事現場ごとに専任の者でなければならないこと。<u>なお、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」(平成27年12月25日国地契第44号、国官技第257号、国営</u></p>
---	--

きる工事現場の範囲については、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の直轄工事における取扱いについて」(令和2年9月30日付け国官技第177号、国営計第71号)によること。また、特定専門工事において、元請又は上位下請の主任技術者は、直接契約を締結した下請(建設業者である下請に限る。)に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者でなければならないこと。

この「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではないことに留意すること。したがって、専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、監理技術者又は主任技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術

管第356号、国営計第76号、国北予第26号)記2(1)に規定する余裕期間においては、監理技術者等を設置することを要しないこと。

(新設)

者、特例監理技術者又は主任技術者が担う役割に支障が生じないようにすること。また、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すること。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すること。

ただし、次に掲げる場合につき、それぞれ当該各項に定めるところにより取り扱うこと。

(1) 「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」

(平成27年12月25日付け国地契第44号、国官技第257号、国営管第356号、国営計第76号、国北予第26号) 記2(1)に規定する余裕期間を設定する工事である場合

余裕期間においては、監理技術者等を設置することを要しないこと。

(2) 元の工事が次に掲げる期間にあって、他の工事が監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の専任を要しない工事である場合

①～④ (略)

元の工事が①から④の期間にある場合は、当該工事現場での監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の専任は要せず、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の専任を要しない他の工事に従事することができること。なお、

ただし、次に掲げる場合につき、それぞれ当該各項に定めるところにより取り扱うこと。

(新設)

(1) 元の工事が次に掲げる期間にあって、他の工事が監理技術者等の専任を要しない工事である場合

①～④ (略)

元の工事が①から④の期間にある場合は、当該工事現場での監理技術者等の専任は要せず、監理技術者等の専任を要しない他の工事に従事することができること。なお、いずれの期間についても、発注者と建設業者の間で設計図書、打合

いずれの期間についても、発注者と建設業者の間で設計図書、打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要であること。

(3) 元の工事と他の工事が次に掲げる工事に該当する場合

① 工場製作の過程を含む工事

工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理することができること。

② 発注者等が同一の工事

元請の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者については、(2) ②の期間に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。）の専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事することができること。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者の承諾を得る必要があること。

下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。）の専任の主任技術者として従事することができること。その際、元の工事の専任を要しない期間に

せ記録等の書面により明確となっていることが必要であること。

(2) 元の工事と他の工事が次に掲げる工事に該当する場合

① 工場製作の過程を含む工事

工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができること。

② 発注者等が同一の工事

元請の監理技術者等については、(1) ②の期間に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。）の専任の監理技術者等として従事することができること。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者の承諾を得る必要があること。

下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。）の専任の主任技術者として従事することができること。その際、元の工事の専任を要しない期間に

における災害等の非常時の対応方法について、発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要があること。

③ 密接な関連のある仕事

密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができること。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱うこと。ただし、この規定は、専任の監理技術者及び監理技術者補佐については適用されないこと。

1) ～ 3) (略)

④ 工作物等に一体性が認められる仕事

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができること。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計を4000万円（建築一式工事の場合は6000万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならないこと。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が3500万円（建築一式工事の場合は7000万円）以上となる場合、監理技術者、監理技術者補佐又

における災害等の非常時の対応方法について、発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要があること。

③ 密接な関連のある仕事

密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができること。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱うこと。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されないこと。

1) ～ 3) (略)

④ 工作物等に一体性が認められる仕事

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができること。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計を4000万円（建築一式工事の場合は6000万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならないこと。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が3500万円（建築一式工事の場合は7000万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者で

は主任技術者はこれらの工事現場に
専任の者でなければならないこと。

なければならないこと。